

離婚と

子ども

民法改正から1年

面会第二者が仲立ち

親権、養育費、面会交流……。

離婚を決定した夫婦には、決めるべきことが多い。感情的に対立した中で、「子どもの利益を最優先する」ことに思いを巡らせるのは難しい。民法改正後、注目を集めるのはそんな父母の仲立ちをする第三者の役割だ。

「あんな夫に、子どもをなぜ会わせなければならぬの」。大阪府内のファイナンシャルプランナー加藤葉子さんに、電話の向こうの女性は苦しげに訴えた。家裁の調停で夫と子どもの面会を強く促されたという。女性向けの離婚相談会を開く加藤さんの元には改正後、面会交流の相談が寄せられるようになった。加藤さんも調停を経て離婚。小学生の娘は元夫と月1、2回会っている。離婚前の複雑な胸中を察しながら、「面会前後のお子さんの様子をよく見てあげて」と助言した。

厚生労働省の2009年の「離婚に関する統計」では、離婚後、母親が親権を得る割合が8割。面会交流の大半は、子ど

もが父に会う形だ。

離婚に絡む公正証書作りを手助けする同府内の行政書士は、法改正で離婚届にチェック欄ができ、面会交流の意義を説明しやすくなったという。慰謝料や養育費の金額ばかりを注視しがちな母親に、「こう言い添える。「子どもが別れて住む親からも愛情を受けられるよう、考えて」

公益社団法人「家庭問題情報センター・大阪ファミリー相談室」(大阪市)は03年から、面会の仲立ちをしている。原則1

年間、両親の日程を調整し、事務所内での面会に付き添う。料金は2時間1万円。利用者は年々増えており、昨年度の面会は約420回で、3年前の倍以上だった。

同センター常務理事の山口恵美子さんは「こうした支援を行う団体は全国に約20あるが、多くが都市部に集中している」。ほとんどが有料で、1回1万円以上かかる場合も少なくない。面会交流には、配慮が必要なケースもある。配偶者からの暴

年間、両親の日程を調整し、事務所内での面会に付き添う。料金は2時間1万円。利用者は年々増えており、昨年度の面会は約420回で、3年前の倍以上だった。



相談者と話す加藤さん(右)。「頭ごなしに面会を勧めず、本人の思いを十分受け止めるようにしている」と言う

都市部に集中 人材不足も

力(DV)による離婚だ。

離婚問題に詳しい弁護士乗井弥生さんは、家裁で面会交流を促されるDV被害者の母親の姿を見てきた。「一律に面会を相談するよう言われ、被害者の負担は増した。子どもの声を丁寧に聞き、支える第三者機関とノウハウが重要」と訴える。

面会交流の支援を広げるため、厚生労働省は12年度から、支援事業を行う都道府県などに補助金を出している。ただし、対象は、子ども1人の場合は両親の年収がともに365万円以下などの条件がある。実施しているのは東京都だけ。

「公金を費やす場合、所得制限を設けざるを得ない」のが理由だ。東京都の事業には昨年5

月の開始から今年2月までに323件の相談があったが、大半は条件を満たさず、実際に面会したのは13件だった。実施を見送っている理由について、ある自治体の担当者は「離婚問題に介入できる専門家がおらず、予算が確保できない」と明かす。

こうした中、兵庫県明石市は、今月開設した「いじめ総合相談窓口」を活用し、弁護士や臨床心理士らが今後、面会交流や子どもの養育計画などの悩みにも応じる方針だ。子どもを主役にした対策に取り組むとしている。

新潟大教授の南方曉さん(家族法)はこう話す。「日本では、離婚は個人の問題として公は介入せず、という考えが根強く、両親の離婚を経験した子どもの権利は置き去りだった。しかし、児童虐待のように、子どもを守る視点から、社会がかかわり、支えるべきだ」

(西堂路綾子、辻阪光平、中井道子が担当しました)